

有害物質、指定物質、油一覧

通称名で記載。化合物の正式名称は『水質汚濁防止法施行令』をご覧ください。

1. 有害物質(水質汚濁防止法施行令第2条)

1	カドミウム及びその化合物	15	1,2-ジクロロエチレン
2	シアン化合物	16	1,1,1-トリクロロエタン
3	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	17	1,1,2-トリクロロエタン
4	鉛及びその化合物	18	1,3-ジクロロプロペン
5	六価クロム化合物	19	チウラム
6	砒素及びその化合物	20	シマジン
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	21	チオベンカルブ
8	ポリ塩化ビフェニル	22	ベンゼン
9	トリクロロエチレン	23	セレン及びその化合物
10	テトラクロロエチレン	24	ほう素及びその化合物
11	ジクロロメタン	25	ふつ素及びその化合物
12	四塩化炭素	26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
13	1,2-ジクロロエタン	27	塩化ビニルモノマー
14	1,1-ジクロロエチレン	28	1,4-ジオキサン

2. 指定物質(水質汚濁防止法施行令第3条の3)

1	ホルムアルデヒド	29	パラ - ジクロロベンゼン
2	ヒドラジン	30	フェノブカルブ(BPMC)
3	ヒドロキシルアミン	31	プロピザミド
4	過酸化水素	32	クロロタロニル(TPN)
5	塩化水素	33	フェニトロチオン(MEP)
6	水酸化ナトリウム	34	イプロベンホス(IPB)
7	アクリロニトリル	35	イソプロチオラン
8	水酸化カリウム	36	ダイアジノン
9	アクリルアミド	37	イソキサチオン
10	アクリル酸	38	クロルニトロフェン(CNP)
11	次亜塩素酸ナトリウム	39	クロルピリホス
12	二硫化炭素	40	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
13	酢酸エチル	41	アラニカルブ
14	メチル-ターシャリ-ブチルエーテル(MTBE)	42	クロルデン
15	硫酸	43	臭素
16	ホスゲン	44	アルミニウム及びその化合物
17	1,2-ジクロロプロパン	45	ニッケル及びその化合物
18	クロルスルホン酸	46	モリブデン及びその化合物
19	塩化チオニル	47	アンチモン及びその化合物
20	クロロホルム	48	塩素酸及びその塩
21	硫酸ジメチル	49	臭素酸及びその塩
22	クロルピクリン	50	クロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く。)
23	ジクロルボス(DDVP)	51	マンガン及びその化合物
24	オキシデプロホス(ESP)	52	鉄及びその化合物
25	トルエン	53	銅及びその化合物
26	エピクロロヒドリン	54	亜鉛及びその化合物
27	スチレン	55	フェノール類及びその塩類
28	キシレン	56	ヘキサメチレンテトラミン

3. 油(水質汚濁防止法施行令第3条の4)

原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油